



法改正の お知らせ

2016年10月から短時間労働者の 適用拡大が実施されました

2016年10月から、特定適用事業所*に勤務する短時間労働者のうち、以下の要件に該当する方は、新たに健康保険並びに厚生年金保険の適用対象となりました。

※ 特定適用事業所とは…事業所の被保険者数の合計が常時500人を超える(1年のうち6ヶ月以上、被保険者数の合計が500人を超えることが見込まれる)事業所が該当します。



要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ④ 学生は適用除外
- ② 同一の事業所に継続して1年以上勤務見込み
- ⑤ 従業員501人以上の企業に勤務
- ③ 報酬の月額が8万8千円以上(年収106万円以上)

今まで、年間収入130万円未満であったために、健康保険の被扶養者並びに国民年金第3号被保険者であったパートやアルバイト労働者であっても、働く職場の状況によっては、強制的に雇用保険だけでなく、健康保険や厚生年金保険にお勤め先で加入する必要があります。詳しくはお勤め先へご確認ください。

尚、従来ムラタ健保の被扶養者となっておられたご家族の方が、当適用拡大により新たにお勤め先で健康保険の適用対象となる場合は、必ずムラタ健保の被扶養者から外す手続きをお願いします。

▶ 兄姉の扶養認定における同居要件の撤廃 (2016年10月～)

健康保険法において兄姉の扶養認定は、これまで被保険者と同居していることが条件となっていましたが、この同居要件が撤廃されました。2016年10月以降は兄弟姉妹の区別なく、収入要件と「生計維持関係」が認められれば、被扶養者として適用を受けることが可能となります。

● 定期扶養調査へのご協力ありがとうございました

今年度より、扶養調査Webシステムを使用して8月に調査を実施しました。

システム導入初年度につきご不便をお掛けした点もあったかと思いますが、調査にご協力いただきありがとうございました。今後も適正な扶養認定にご理解とご協力のほどよろしくお願いします。



マイナンバー制度が始まっています

～ 2017年1月から健保組合でも利用開始 ～

2016年1月から、行政手続きの一部でマイナンバーの運用が開始されました。健保組合でも、2017年1月からの利用が予定されています。

2017年7月以降は、市区町村などの情報連携も開始される予定になっており、健保組合では、今年中に事業主を通じて被保険者と被扶養者の方々のマイナンバーを収集させていただくほか、任意継続被保険者と一部の被扶養者のマイナンバーを直接収集させていただきます。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。



個人情報きちんと保護されます

マイナンバーの取扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられているほか、使用目的が「マイナンバー(番号)法」に定められており、その目的以外に使用することは一切ありません。